

平成29年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査(報告)】

「川崎駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案について

資料1 「川崎駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案について

資料2 パブリックコメント手続用資料

市 民 文 化 局

(平成29年10月2日)

「川崎駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案について

資料 1

1 条例の概要

■「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）」

- 地域の環境美化の促進を目的として、飲料容器等の散乱防止に関する条例を制定（平成7年7月1日）
- 「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処す。

■「川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）」

- 歩行者の安全確保を目的として、路上喫煙の防止に関する条例を制定（平成18年4月1日）
- 「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処す（指定喫煙場所を除く）。
- 路上喫煙防止指導員の制服を導入し、対策を強化（平成23年1月1日）
- 条例施行後、初の罰則適用（平成24年9月）
　　路上喫煙防止指導員の注意・指導に従わない場合に適用（平成29年8月末現在 29件適用）

■散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域

- 7区域7行政区
- 各駅周辺を「散乱防止重点区域」に指定
　　川崎駅周辺・新百合ヶ丘駅周辺（平成7年10月1日施行）、武蔵小杉駅周辺（平成9年10月1日施行）
　　武蔵溝ノ口駅周辺（平成10年10月1日施行）、鷺沼駅周辺（平成11年10月1日施行）
- ポイ捨て防止対策と連携して取組を推進するため、同一区域を「路上喫煙防止重点区域」に指定（平成18年6月1日施行）
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺を「散乱防止重点区域」及び「路上喫煙防止重点区域」に指定（平成22年12月1日施行）
- 武蔵小杉駅南口地区西・東街区の整備完了に伴い武蔵小杉駅周辺の重点区域を変更（拡大）（平成26年3月1日施行）
- 新川崎・鹿島田駅周辺を「散乱防止重点区域」及び「路上喫煙防止重点区域」に指定（平成27年4月1日施行）
- 武蔵溝ノ口駅南口周辺の整備完了に伴い武蔵溝ノ口駅南口周辺の重点区域を変更（拡大）（平成29年1月10日施行）

2 重点区域指定の考え方

■川崎市総合計画における広域拠点駅及び地域生活拠点駅の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定区域とする。

1 区域を限定することによる効果

「重点区域」については、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うことで、区域外（市内全域）への波及効果が期待でき、また条例の周知・PR等の効果が高い。
さらに、条例の効果を高めるために「重点区域」内に「指定喫煙場所」を設置している。

2 罰則の適用について

路上喫煙の違反は、歩行者の安全確保を困難にすることから、喫煙者のルールやマナーの徹底が必要不可欠である。また、ルールやマナーを守らない違反者への罰則適用は、一定程度必要であるため、適用範囲を指定する必要がある。（路上喫煙の違反行為を現認することに比べ、ポイ捨ての現認は極めて難しい）

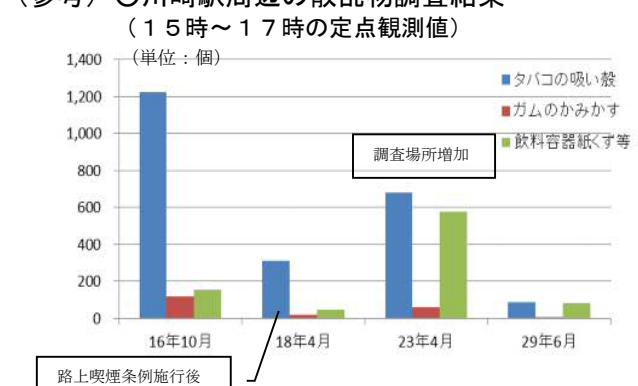
3 重点区域指定による効果

■歩行者に占める喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れている。散乱物についても減少している。

（参考）○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合
(午前8～9時の定点観測値)



（参考）○川崎駅周辺の散乱物調査結果



4 重点区域変更(拡大)の目的と考え方

■川崎市総合計画において、広域拠点として位置づけられている川崎駅周辺については、平成30年3月（予定）に川崎駅北口自由通路が開通し、駅周辺の環境が大きく変わることを受けて、既に重点区域として指定されている川崎駅周辺重点区域の変更（拡大）を行うことにより、当該地域における散乱防止・路上喫煙防止を推進し、安全で快適なまちづくりを目指す。

重点区域変更（拡大）区域設定の考え方

川崎駅北口自由通路及び同通路開通により人の流れが増加することが見込まれる区域、平成7年の重点区域指定以降に整備されたデッキ及び連絡通路等について重点区域に指定する。

5 取組体制

■散乱防止・路上喫煙防止の取組の推進には、市（行政）だけではなく、市民や事業者との協働によって継続的に取り組んでいく必要がある。

市民の役割

- ★散乱防止のルール・マナーの順守
- ★喫煙ルール・マナーの順守
- ★キャンペーンへの参加
- ★清掃活動の実施 など

事業者の役割

- ★啓発活動への協力
- ★飲料容器等の回収容器の設置
- ★キャンペーンへの参加
- ★清掃活動の実施 など

相互の連携

市の役割

- ★広報紙等による啓発活動
- ★キャンペーンの実施
- ★パトロール等の実施
- ★従わない違反者に対する罰則適用

■重点区域拡大に向けた取組

- 1 市政だよりへの掲載
 - 2 ポスターの掲出（公共施設、駅、商店）
 - 3 ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーン
- 平成30年3月号
平成30年3月上旬から随時
3月以降、新たに指定した区域を中心にキャンペーンを行う。

■重点区域拡大拡大後の取組

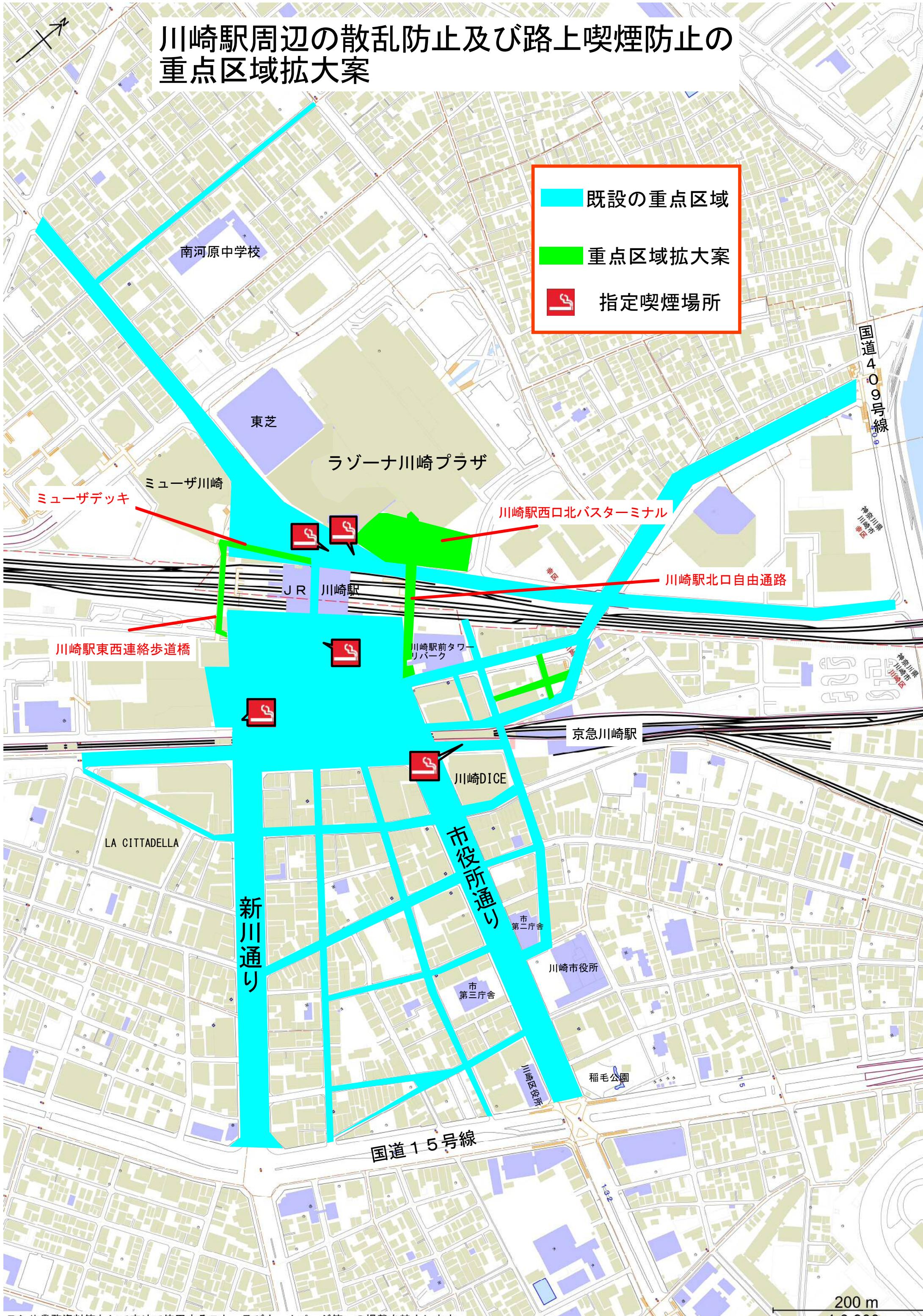
- 1 飲料容器等散乱防止指導員による注意・指導
 - 2 路上喫煙防止指導員による注意・指導
 - 3 ポイ捨て禁止・路上喫煙防止等統一キャンペーンの実施
- 指導に従わない違反者には罰則適用

6 スケジュール

■指定に向けたスケジュール

- パブリックコメントの実施 平成29年10月10日から11月9日まで
- 関係者会議の開催 平成30年2月
- 重点区域拡大の告示 平成30年3月1日（予定）
- 重点区域拡大の効力開始（施行） 平成30年4月1日（予定）

川崎駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域拡大案



川崎駅北口自由通路開通に伴う散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更（拡大）案について御意見をお寄せください

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成29年度中に川崎駅北口自由通路の整備が完了するため、川崎駅周辺の重点区域を変更（拡大）し、当該地域における飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域変更（拡大）案について皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成29（2017）年10月10日（火）～11月9日（木）

※郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民文化局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課宛てに御意見をお寄せください。

(1) 電子メール (http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/_*****.html)

川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

(2) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

- ・川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課宛て（川崎フロンティアビル9階）
- ・川崎市環境局生活環境部減量推進課宛て（川崎市役所第3庁舎16階）

(3) ファクシミリ

FAX番号 044-200-3869（市民文化局市民生活部地域安全推進課）

044-200-3923（環境局生活環境部減量推進課）

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、ご遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

- | | |
|-----------------|---|
| ・路上喫煙防止について | : 市民文化局市民生活部地域安全推進課
電話 044-200-2284/FAX 044-200-3869 |
| ・飲料容器等の散乱防止について | : 環境局生活環境部減量推進課
電話 044-200-2580/FAX 044-200-3923 |

1 条例の概要

■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）【平成7年7月1日施行】

■川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）【平成18年4月1日施行】

条例のポイント

○ポイ捨て禁止条例：地域の環境美化の促進を目的として制定しました

○路上喫煙防止条例：歩行者の安全確保を目的として制定しました

○散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定します

特に「散乱を防止する」「路上喫煙を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」「路上喫煙防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

○条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処せられます（指定喫煙場所を除く）。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処せられます。

2 重点区域指定の考え方

駅前広場を起点とした主要道路や公共的施設、商店街等を結ぶ道路を重点区域として指定します。

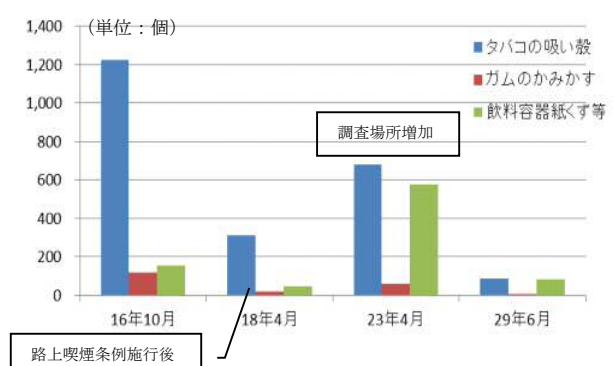
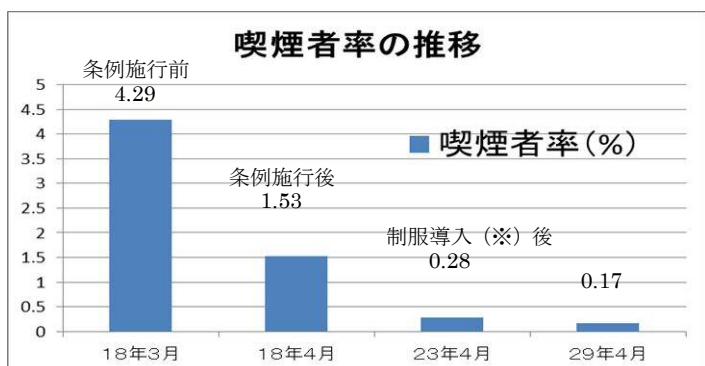
重点区域については、人の往来が多い区域を指定することで、重点的、集中的かつきめ細かな普及啓発を行うことができ、条例の周知・PR等の効果が図れます。

3 重点区域指定による効果

歩行者に占める散乱状況及び喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入（※）後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れています。散乱物についても減少しています。

（参考）○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合
(午前8～9時の定点観測値)

（参考）○川崎駅周辺の散乱物調査結果
(15時～17時の定点観測値)



※指導員の巡回・啓発の効果を高めることを目的に、巡回していることが一目でわかるよう、制服を導入

4 重点区域変更(拡大)の目的

川崎市総合計画において、広域拠点として位置づけられている川崎駅周辺については、平成30年3月（予定）に川崎駅北口自由通路が開通し、駅周辺の環境が大きく変わることを受けて、既に重点区域として指定されている川崎駅周辺重点区域の変更（拡大）を行うことにより、当該地域における散乱防止・路上喫煙防止を推進し、安全で快適なまちづくりを目指します。

重点区域変更（拡大）区域設定の考え方

川崎駅北口自由通路及び同通路開通により人の流れが増加することが見込まれる区域、平成7年の重点区域指定以降に整備されたデッキ及び連絡通路等について重点区域に指定します。

川崎駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更（拡大）案については別図をご覧ください。

5 今後の取組

散乱防止・路上喫煙防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、取り組んでいく必要があります。

市民の役割

- ★喫煙ルール・マナーの順守
- ★散乱防止のルール・マナーの順守
- ★キャンペーンへの参加
- ★清掃活動の実施

事業者の役割

- ★啓発活動への協力
- ★飲料容器等の回収容器の設置
- ★キャンペーンへの参加
- ★清掃活動の実施

相互の連携

市の役割

- ★広報紙等による普及広報活動
- ★キャンペーンの実施
- ★パトロール等の実施
- ★指導に従わない違反者に対しての罰則適用

■主な普及広報活動

市政だよりをはじめ、路面標示等の設置、ポスターの掲出、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーンなどを通して、川崎駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更（拡大）に係る普及広報活動を行っていきます。



標識



路面標示

■今後の体制

指定後も、駅頭でのキャンペーンをはじめ、定期的に指導員が巡回し、ポイ捨て行為者及び路上喫煙者に対する注意・指導を行います。

■重点区域指定施行日（予定）

平成30年4月1日（平成30年3月1日告示）